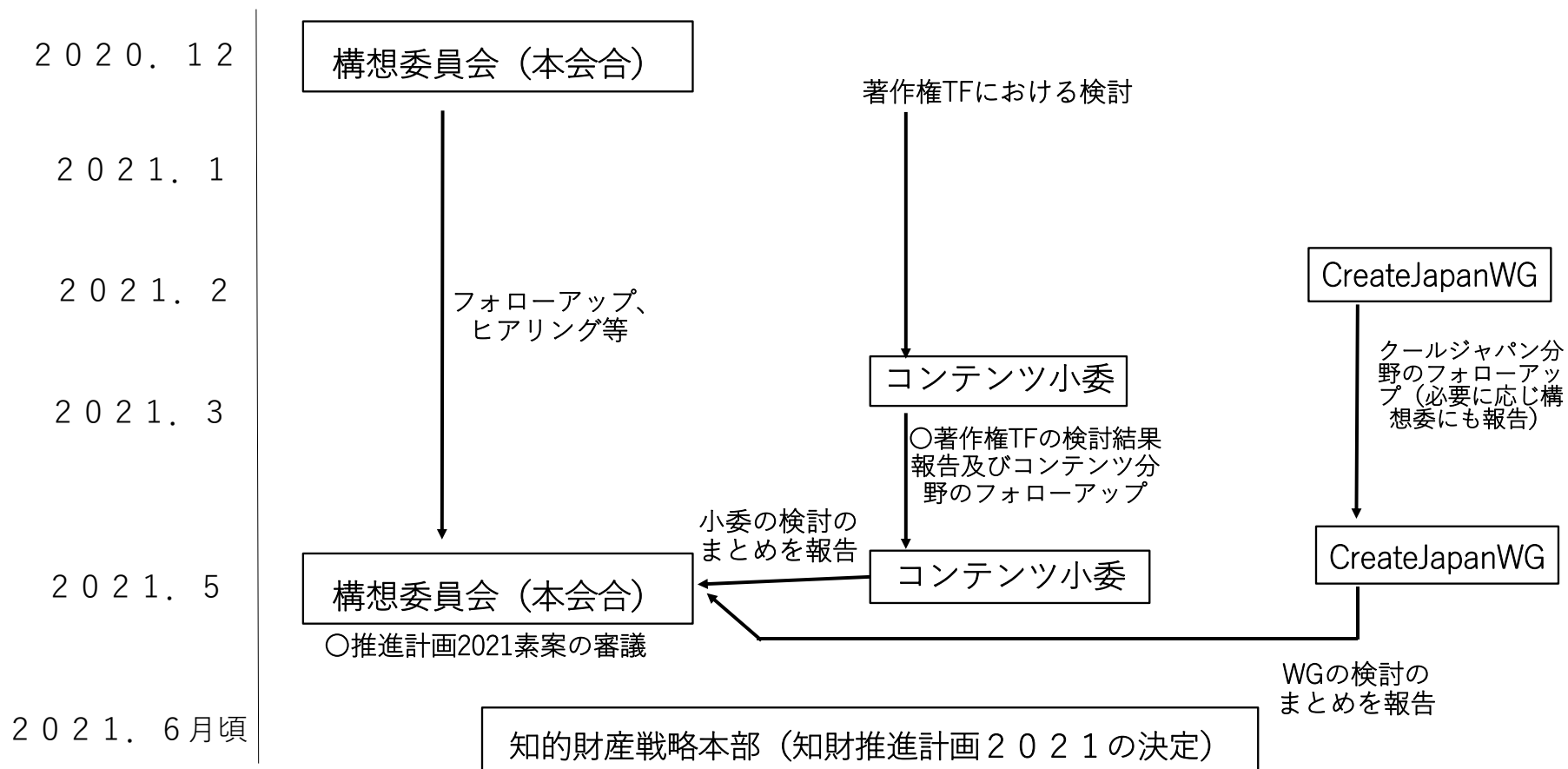


知的財産推進計画2021に向けた検討課題

2020年12月21日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

構想委員会の今後の進め方(イメージ)



1. 知財投資・活用の促進メカニズム

➤ これまでも知財の**価値評価手法**や**見える化**について検討

■ 知財の価値評価手法の検討

- 『知的財産情報開示指針』（2004年経産省）
- 『知的財産（権）の価値評価手法の確立に向けた考え方』（2004年経産省）
- 『ブランド価値評価研究会』（2002年経産省）
- 『知財のビジネス価値評価検討タスクフォース報告書』（2018年知財事務局）等

■ 無形資産の見える化の検討

- 『知的資産経営』（2005年経産省）
- 『統合報告』（2013年国際統合報告評議会）
- 『ローカルベンチマーク』（2016年経産省）
- 『価値協創ガイダンス』（2017年経産省）
- 『知財ビジネス評価書』（2015年～特許庁）
- 『経営デザインシート』（2018年知財事務局） 等

- 我が国の**産業競争力強化**のため、**企業価値に占める割合が増大し続けている無形資産（とりわけ知財）**に着目し、**知財のビジネス価値が適切に評価**されることが重要であるとの認識のもと、その評価の在り方を示す。

■知財の金銭的価値評価の手法

種類	内容	長所	短所
コストアプローチ	保有資産を取得するために要した費用に基づいて評価する方法	評価データが客観的、計算が容易、未利用特許の評価が可能 等	同じコストをかけても同じ知財を創造できるとは限らない、技術の収益力を反映していない 等
マーケットアプローチ	保有資産をマーケットにおける取引価格等に基づいて評価する方法	市場における取引価格を基礎とするため客観的な経済的評価に近い	比較できる事例が限られている(データが不足している)
インカムアプローチ	保有資産を将来の経済的価値を見積もることにより評価する方法	将来の収益性を評価に反映できる	収益予測が難しく主観的判断が介在しやすい

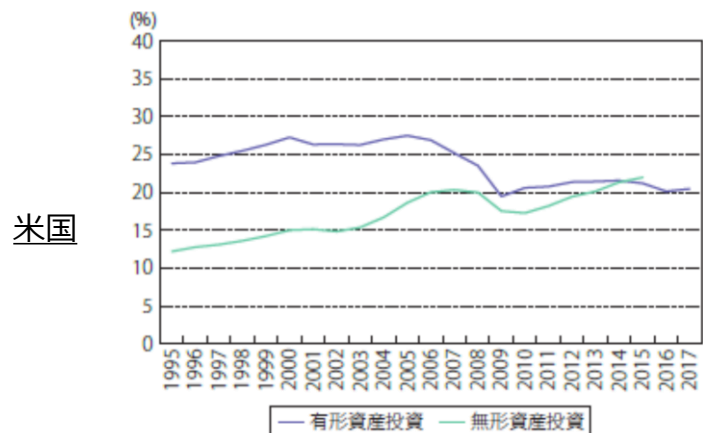
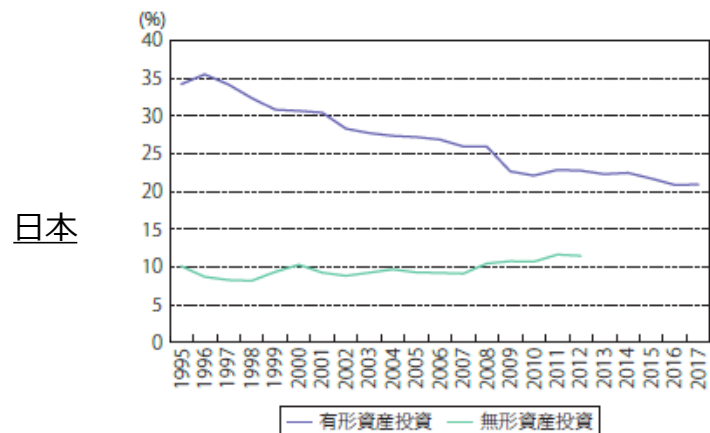
■経営デザインシートによる価値創造メカニズムの見える化

- 投入する経営資源を選択し、それらを組み合わせて企業理念に適合する価値を創造するという一連のプロセスを実行するメカニズムである**「価値創造メカニズム」**を**見える化するためのシートとして、「経営デザインシート」を提案**

無形資産の重要性の高まり

- 企業価値の源泉が有形資産から無形資産に変わってきている中、日本では無形資産が十分に評価・活用・獲得されていないことがうかがえる。

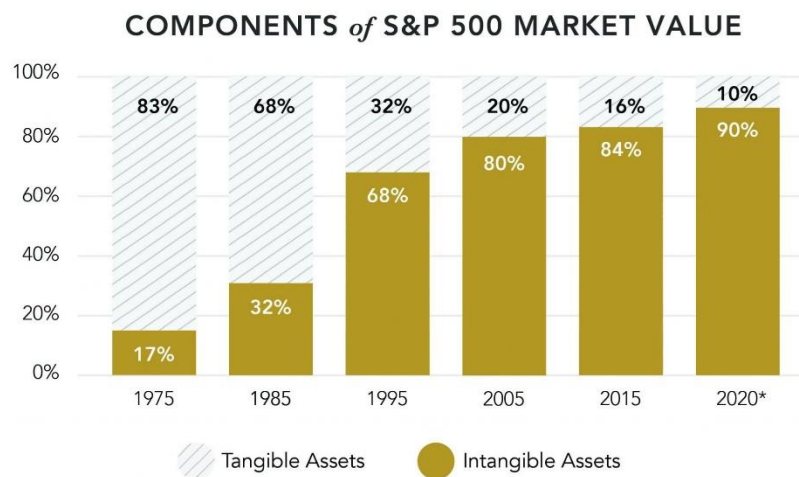
日米の有形資産投資・無形資産投資（対GDP比）



資料：日本経済研究センター（2019a）を参考に、INTAN-Invest、SPINTAN、JIP データベース 2015、Penn World Table 9.1、Refinitiv

出典：2020年版通商白書

S&P500市場価値の構成要素



SOURCE: OCEAN TOMO, LLC INTANGIBLE ASSET MARKET VALUE STUDY, 2020
*INTERIM STUDY UPDATE AS OF 7/1/2020

出典：OCEAN TOMO HP

米国では、市場価値に占める
無形資産の割合が増加傾向

日本では依然として有形資産への
投資のウェイトが高い

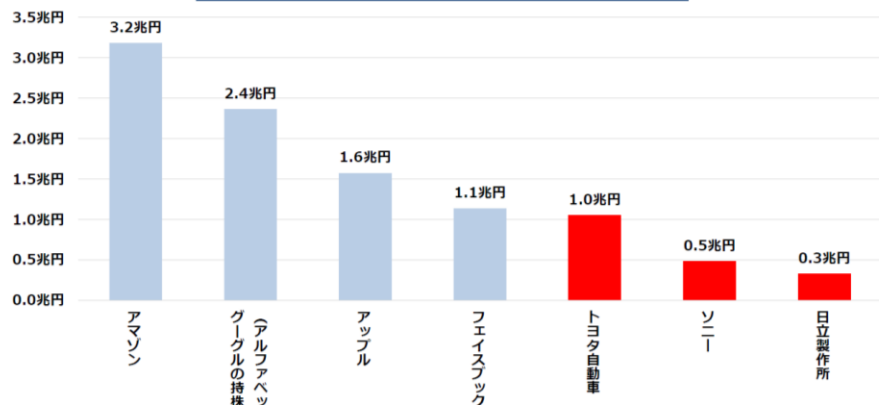
- 日本の大企業の研究開発費及び売上高研究開発費比率ともに、GAFAのそれよりも小さい。

GAFAとの研究開発費の比較

GAFA（グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン）と日本の大企業の研究開発費

○ 米国のGAFAは、日本の大企業より研究開発費（2018年度）が大きい。

GAFAと日本の大企業の研究開発費（2018年度）



(注) 米国企業の研究開発費は、2018年の円ドルレート（110.5円/ドル）で計算している。
(出所) 各社の有価証券報告書、10-K（米国の年次業績報告書）を基に作成。

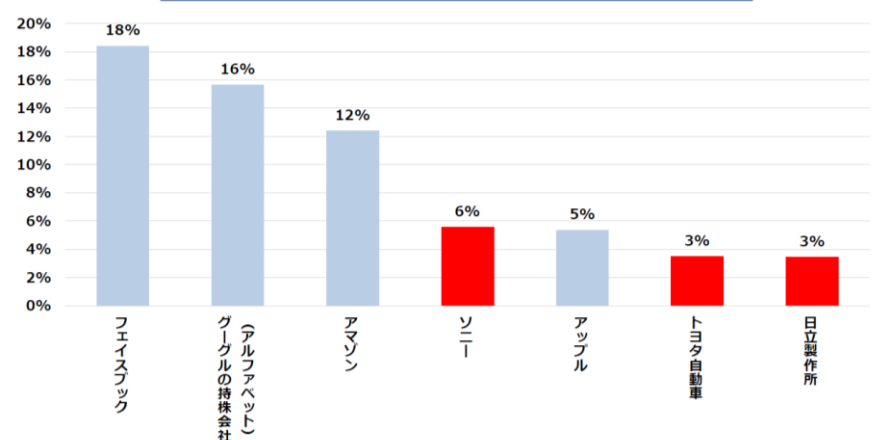
7

GAFAとの売上高研究開発費比率の比較

GAFAと日本の大企業の売上高研究開発費比率

○ 米国のGAFAは、日本の大企業より売上高研究開発費比率（研究開発費÷売上高、2018年度）が大きい。

GAFAと日本の大型企業の売上高研究開発費比率（2018年度）



(出所) 各社の有価証券報告書、10-K（米国の年次業績報告書）を基に作成。

8

令和元年10月3日未来投資会議（第31回）資料2（基礎資料）より抜粋

**無形資産（知的財産）に基づく資金獲得を促すことで、
無形資産投資や研究開発投資を増やし、イノベーションの創出を促せないか。**

- これまでも、金融機関が、有形資産の担保のみならず、無形資産（知的財産）に基づき、中小企業等に融資しやすい環境の整備に向けた取組を実施

■ 『知財金融促進事業』（特許庁）

- 中小企業のビジネスについて、専門の調査会社が知財を切り口として評価した「**知財ビジネス評価書**」を作成し、地域金融機関に無料で提供
- 令和2年度からは、専門家派遣を通じて「**知財ビジネス提案書**」としてとりまとめる支援策を実施

■ 『事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会』（金融庁、令和2年11月～）

- 担保権の対象は、土地や工場等の有形資産のみであり、ノウハウ、顧客基盤等の無形資産が含まれず、事業の将来性と乖離。
- 新たな選択肢として、**無形資産も含む事業全体に対する包括的な担保**を検討（ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も含まれ、事業の将来性と一致）

■ 民間金融機関における取組

例えば、『知的財産評価融資制度「知財のチカラ」』（きらぼし銀行）、『知財活用融資』（千葉銀行）、『知的財産権担保融資』（みなと銀行）など

問題意識

日本企業は海外有力企業と比べ、研究開発・知財活用・獲得を含む無形資産への投資が少ない。

- 企業が知財を含む無形資産の投資・活用を積極化することを促す力学設計
- 上記投資・活用を行う企業の無形資産が適切に評価され、資金を獲得できる環境

考えられる方策

企業の知財投資や知財活用のパフォーマンスを比較可能な形で見える化し、積極的に情報開示する

事業部門ごとの知財活用を含む事業全体の適切な価値評価と情報開示を促す

中小・ベンチャー企業の知財を含む事業全体の価値評価に基づく融資や投資を促す

・評価機関、議決権行使助言会社、機関投資家と企業間のIR対話や株式市場における評価を通じて、企業の知財を含む無形資産への投資・活用を促す
・パフォーマンスの高い企業の価値（株価）が向上し、新株発行・融資により多くの資金を獲得

・事業部門ごとの知財活用を含む事業全体の価値評価を適切に行い、適時適切な事業売却・購入等により多くの資金・知財を獲得できる

・中小・ベンチャー企業の知財等の無形資産を含む事業全体の価値が適切に評価され、今までの融資や投資より多くの資金を獲得できる

検討課題

① 知財投資・活用パフォーマンスの比較可能な評価・開示手法の在り方を検討

② 知財を含む事業全体の価値を適切に評価する方法を検討

③ 金融機関が知財等に基づく融資をしやすくするための方策を検討

2. 知財制度におけるソフトウェアの活用

- 著作権法において柔軟な権利制限規定が導入された背景には、**これまでの立法の手法において、著作物の利用実態が急速に変わり得るという事実を考慮に入れた制度設計が必ずしも十分には行われていなかった面がある**との認識

知的財産推進計画2016

人工知能の活用など、デジタル・ネットワークの発展により著作物を含む情報の利活用が一層多様化していく中で、イノベーションの促進に向けて、知的財産の保護と利用のバランスに留意しつつ、**柔軟な解決を図ることができる新たな著作権システムを目指していくことが必要**である。その際には、著作権制度を取り巻く課題は複層的なものであり、その対策についても一つの政策手段で全てを解決しようとするのではなく、無償の権利制限規定、報酬請求権付きの権利制限規定、著作権等の集中管理、著作権者不明等の場合の裁定制度など**多様な政策手段の中から適切なものを選択し、課題に対し柔軟に解決を図る「グラデーションのある取組」を進めていくことが必要**である。(略)

文化審議会著作権分科会報告書(平成29年4月)(抜粋)

累次の制度整備を行ってもなお数年のうちに新たな権利制限規定の整備を求める声が寄せられること
の背景には、社会の急速な変化に伴い著作物の利用実態がどのように変化するかを完全に予測して
立法的対応を行うことは困難であるとしても、**これまでの立法の手法において、著作物の利用実態
が急速に変わり得るという事実を考慮に入れた制度設計が必ずしも十分には行われていなかった面
がある**ことが挙げられる。

※平成24年の著作権法の一部改正において、付随対象著作物の利用(法第30条の2)、検討の過程における利用(法第30条の3)、技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用(法第30条の4)及び情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用(法第47条の9)が新設されたことにより、**デジタル・ネットワーク技術を活用して行われる著作物利用のうち権利者の利益を害さない態様のものについては多くが権利制限の対象となったものの、その後も、クラウドコンピューティング技術を活用したサービスに係る著作物の利用円滑化のための権利制限規定の整備を求める声が事業者から寄せられるなど、新たな制度整備を求める声が継続して寄せられていた。**

著作権法における柔軟な権利制限規定の導入の際、専門性、迅速性、柔軟性等の観点から、ソフトウェアの活用が適切な場合があるとの議論がなされている。

- 立法府、行政府、司法府による法規範の定立のほか、事実上の行動規範としてのソフトウェアも、法解釈を巡る不確実性の低減に役立つものと考えられる。
- ソフトウェアは作成や改変の容易さ、個別状況に合わせた作成・運用ができることなどの利点が指摘できる。
- 幅広い関係者の利益を集約することが困難な事項、基本的人権の制約に関する事項や、事実関係が流動的又は過渡的である事項について、立法府における事前の多数決原理における法規範の定立が馴染みにくい場合もあるものとする。また、行政府における委任命令やソフトウェアについても、専門性、迅速性、柔軟性等の観点から適切な場合があり、そうした要請に応じて活用を行うことが望ましい。
- 司法による（広義の）法規範形成は個別具体的な法律上の争訟について受動的に行われるという性質があること、及び我が国の企業や国民の訴訟に対する意識や訴訟を巡る社会環境等からは頻りに訴訟が提起されることは必ずしも期待できないことから、判例による規範形成が十分に進まない可能性も想定される。
- ソフトウェアは事実上の行動規範としての性格を有し法的拘束力を持つものではないが、前述のような我が国の訴訟に対する国民意識を踏まえれば、紛争の予防又は裁判外における紛争処理の円滑化のために機能し、実際上の問題解決に資することが期待される。
- ソフトウェアは、例えば形成過程への公的な関与の度合いの点からは、①権利者・利用者の当事者間のみで自主的に策定されるもの、②当事者間における自主的な策定プロセスに政府が一定の関与を行うもの、③政府自らが主体的に策定に関わるものに分類することができるが、いかなる場合にいかなる方法を採用することが望ましいかについては、市場に対する公的介入の在り方を踏まえて判断されるべきである。

- 著作権法改正により創設された柔軟な権利制限規定の趣旨・内容・解釈や具体的なサービス・行為の取扱い等について、文化庁としての基本的な考え方を提示
- 他の知財分野においても、同様の文書を、関係者による合意形成プロセスを経て作成していくことで、ソフトローを活用していく余地があるのではないか。

■ デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方（著作権法第30条の4，第47条の4及び第47条の5関係）（令和元年10月24日）

【構成】

第一部 一問一答（問1～問43）

<問の例>

(1) 第30条の4（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）関係

問11 人工知能の開発に関し、人工知能が学習するためのデータの収集行為、人工知能の開発を行う第三者への学習用データの提供行為は、それぞれ権利制限の対象となるか。

問12 プログラムの著作物の「リバース・エンジニアリング」は権利制限の対象となるか。

問13 美術品の複製に適したカメラやプリンターを開発するために美術品を試験的に複製する行為は権利制限の対象となるか。また、複製に適した和紙を開発するために美術品を試験的に複製する行為は権利制限の対象となるか。

第二部 解説（概要解説・逐条解説）

※本資料は、実際に行われるサービスの状況や、事例の蓄積の状況等を踏まえつつ定期的に内容を更新していくことを予定。

「GOVERNANCE INNOVATION Society5.0の実現に向けた法とアーキテクチャのリ・デザイン」

<背景・課題>

(2020年7月経済産業省)

- Society5.0が前提とする社会は、**技術やビジネスモデルの変化のスピードにルールが追いつくことが難しく**、「あるべきルール」を特定することが困難
- Society5.0を実現するためには、アーキテクチャをデザインする民間企業による自主的な取組や、多様化した価値観を有するコミュニティや個人による積極的な関与を重視した、**マルチステークホルダーによるガバナンスモデル**が必要

<新たなガバナンスモデルのフレームワークにおけるルール形成>

- ① 規制を、細かな行為義務を示すルールベースから、最終的に達成されるべき価値を示す**ゴールベース**にする。
- ② 企業がアーキテクチャの設計又はコードの記述において参照できるような**ガイドラインや標準を、マルチステークホルダーの関与によって策定**する。
- ③ 制定された法規制や、ガイドライン・標準については、その**効果や影響の評価を継続的に行い、頻繁に見直しの機会**を設ける。
- ④ 企業が保有する情報をガバナンスに活用するような**インセンティブ設計**を行う。
- ⑤ **情報開示に関する義務付けやインセンティブ設計（透明化ルール）を充実**させる。また、デジタル時代に合わせた**競争ルールの整備・運用**を行う。
- ⑥ ガバナンスに必要な**アーキテクチャの分析・設計**を行う。

- 知財を巡る環境が目まぐるしく変化する中、**知財法が時代の変化に必ずしも十分かつ機動的に対応できていない面**も生じているとの指摘も。
- こうした中、知財制度が時代の要請に機動的に対応できるよう、法改正よらずに柔軟に関係者の合意を得てルール改訂が可能となる**ソフトローの活用の可能性**について検討すべきではないか。

検討課題

① 現行制度におけるソフトローの活用状況の検証

- **現行の知財制度の中で、ガイドライン等で柔軟にルール形成しているような事例**について、諸外国の例も含め検証。

② ソフトローの活用が効果的な分野の検討

- 現行の知財制度の中で、**ソフトローによる機動的な対応が必要な分野**として、どのような分野が考えられるかについて検討。

③ ソフトロー形成のプロセスの在り方の検討

- ソフトローがルール規範として機能するために、**どのような関係者（ユーザー、法曹等）による合意形成・プロセスが必要か、裁判規範との関係をどのように考えるべきか**などの観点から、ソフトロー形成のプロセスの在り方を検討。

3. 標準必須特許を巡る紛争解決

- 標準必須特許とは、標準規格の実施に不可欠な特許
- あらゆるモノが通信技術でつながるIoT時代においては、あらゆるモノが通信規格に係る標準必須特許を利用
- 標準化団体や各国の裁判例を通じて、標準必須特許を巡る課題の解決が図られてきた



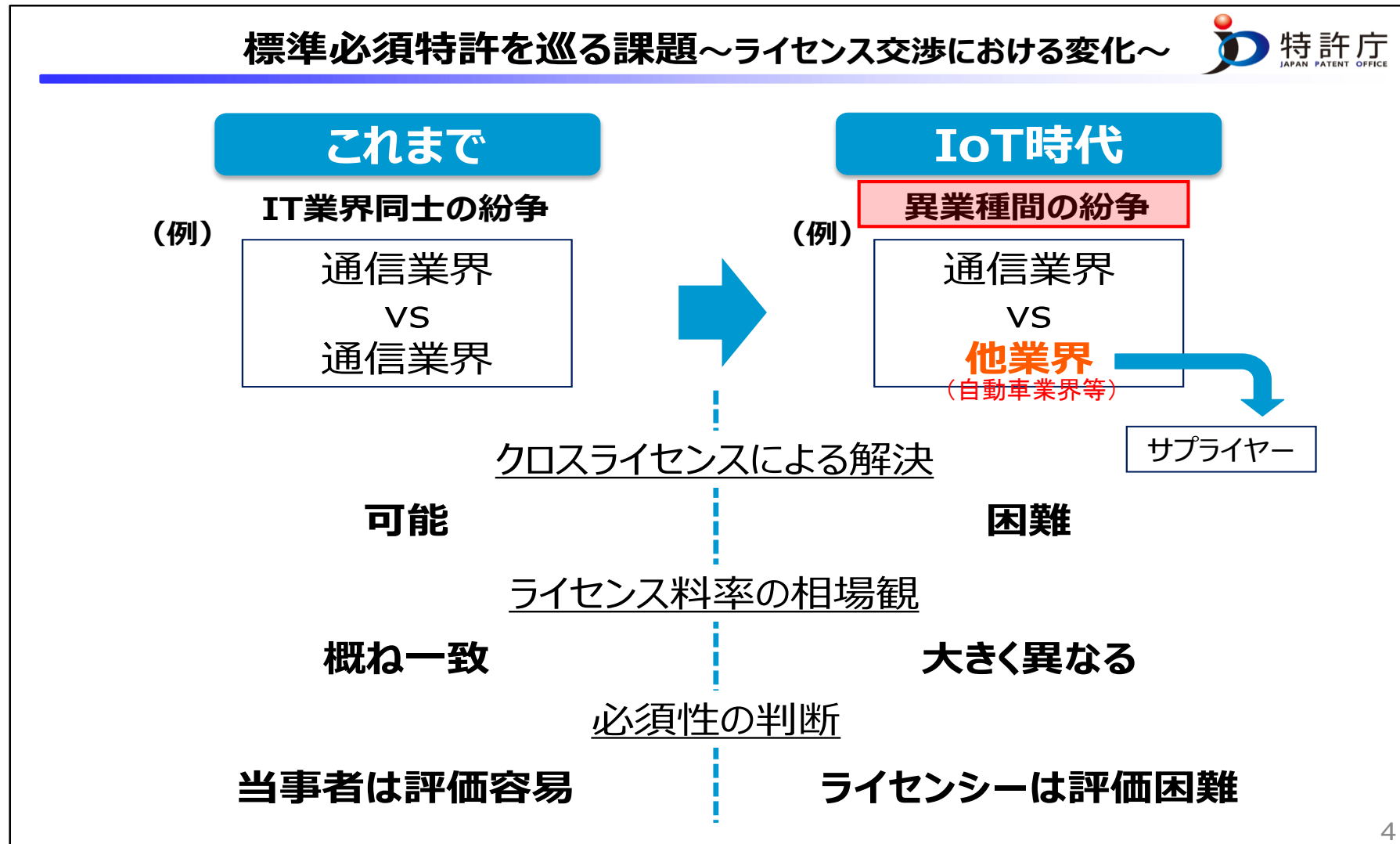
標準必須特許

標準化団体

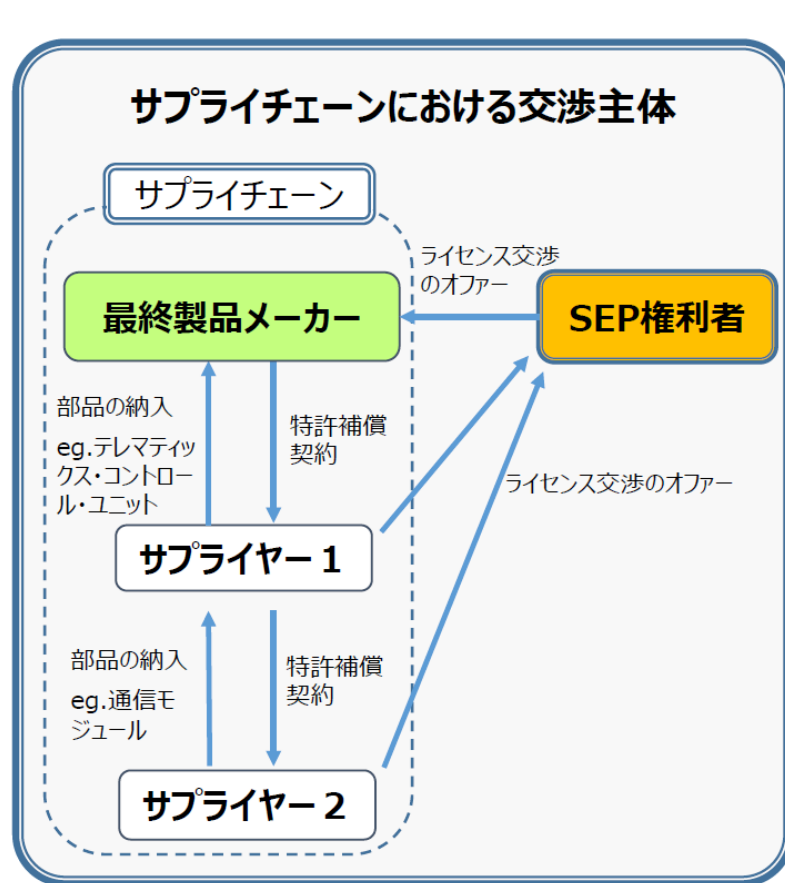
標準必須特許のライセンス交渉が公平・合理的・非差別的
(FRAND : fair, reasonable and non-discriminatory)
となるような方針を整備⇒**FRAND宣言**

特許権者は標準化団体に対して、標準必須特許をFRANDでライセンスすることを宣言

➤ 標準必須特許を巡る異業種間の紛争リスクが高まっている。



- 実施者は、SEP保有者は、サプライチェーンにおけるレベルにかかわらず、ライセンスの取得を希望する全ての主体に対してライセンスしなければならないという考え方を主張 (**License to all**)
- 権利者は、FRAND宣言は、標準技術を利用する全ての当事者にライセンスすることを求めているのではなく、標準技術を利用したい者が標準技術にアクセスできることを担保するための仕組みであるという考え方を主張 (**Access for all**)



SEP権利者の主張

- SEP権利者が最終製品メーカーに対してライセンス交渉の当事者となることを求めた場合に、最終製品メーカーが全く交渉に応じないことは不適切
- **License to all**は採用すべきでない
- 差別的な解釈は**Access for all**に止まると考えるべき

最終製品メーカーの主張

- 部品メーカーであるサプライヤーがライセンス交渉の当事者となることを求めてきた場合に、SEP権利者が交渉を拒むことは差別的であり、FRAND義務に反する
- **License to all**を採用すべき

- 標準必須特許を巡る異業種間紛争が海外の裁判所で係争中。標準必須特許を巡るルール形成が、海外の判例に基づき進んでいる状況

Nokia vs Daimler (ドイツ)

- ドイツのデュッセルドルフ地方裁判所は、2020年11月26日、反トラスト法でいう市場における支配的地位の濫用にあたるか否かの観点につき、標準必須特許 (SEP) のライセンスの在り方に関する指針を欧州連合司法裁判所 (CJEU) から予備的に得るべく、同地方裁判所に係属中の**特許権侵害訴訟について、CJEUに質問を付託する決定**を行った旨、プレスリリースにて公表。
- 本訴訟は、**通信システムにおけるデータ送信方法の特許権**に関するもので、ノキアがダイムラーを被告として差止請求を行ったもの。**原告ノキアはSEPの保有者として、複合的な製品及びサプライチェーンのどの段階にいる相手方にFRAND条件でのライセンスを付与するかを自由に決定することができる**と考えている一方、**被告ダイムラーは、SEP保有者である原告が、EU域内市場におけるルール及びFRAND宣言により、ライセンスを求めらるいかなる相手方に対してもライセンスを供与しなければならない**と考えている。

JETROデュッセルドルフ事務所「デュッセルドルフ地方裁判所、標準必須特許のライセンス交渉に関する質問を欧州連合司法裁判所に付託」(2020年11月27日)を基に事務局にて抜粋・加工

FTC vs Qualcomm (米国)

- 連邦第9巡回区控訴裁判所は8月11日、連邦取引委員会 (FTC) 対 Qualcomm の反トラスト法に関する訴訟について、地裁判決を破棄し、**Qualcomm に対する差止命令を無効**にした。2019年5月の地裁判決では、Qualcommの商慣行は反トラスト法に違反するとされ、同社にライセンスの差止命令などが出されていた。
- Qualcomm は、携帯端末メーカーに対してモデムチップを販売するとともに特許をライセンス供与。ロイヤルティは携帯端末の売上の3.5~5%とされることがあった。同社は、携帯端末メーカーがライセンスに合意するまでモデムチップを販売せず(「ノーライセンス・ノーチップ」ポリシー)、交渉に応じなければチップ供給を停止するとしていたこともあった。
- 控訴審では、**Qualcomm は競合他社にライセンス供与すべき反トラスト上の義務はなく、標準化団体のFRAND宣言に反したとしても、その救済は契約又は特許法の問題であって今回の判断に影響しない**、と判示。

JETROニューヨーク事務所「FTC 対 Qualcomm の反トラスト訴訟で FTC の地裁勝訴が覆る」(2020年8月12日)を基に事務局にて抜粋・加工

「EUの復興とレジリエンスをサポートする知的財産行動計画」 （令和2年11月25日欧州委員会）

□ 知財保護の改善

□ 中小企業（SMEs）による知財利用の促進

□ 知財へのアクセスと共有の促進

コネクテッドカーやその他のIoT製品の展開等の欧州の業界のデジタルトランスフォーメーションにとって重要な要素である**標準必須特許（SEPs）のライセンス供与における透明性及び予見可能性を向上させる方法を提案する。**

□ 模倣品との闘い、及び、知財権行使の改善

□ グローバルレベルの競争環境の促進

- **安定的で、効率的かつ公平な、標準必須特許のライセンスを統治するルールが必要**
- 短期的には、特定分野の主体間の紛争・訴訟の低減に向けた**産業界主導のイニシアチブ**を促進

- 法的確実性の改善及び訴訟コストの抑制という観点で、例えば**第三者による必須性チェック**を検討

“ニューマディソン”アプローチ (Makan Delrahim米国司法次官補)

知財に対する競争法の適用に関し、以下の4つの基本原則を提示

(1) 特許ホールドアップ (※) は、競争法の問題ではない。

(※) 事業の遂行に不可欠な標準必須特許を使用する実施者が、差止めの脅威に直面する状況

(2) 国際標準化機関は、イノベーション創出の最大限のインセンティブを確保するため、ホールドアウト (※) から保護すべきである。

(※) 標準必須特許の実施者が、特許権者からライセンス交渉の申込みを受けたのに、誠実に対応しようとしていない状況

(3) 特許権者の差止請求権は、虐げられるのではなく、むしろ保護されるべきものである。

(4) 有効な特許のライセンスを一方的かつ無条件に拒否することは、それ自体適法である。

DEPARTMENT OF JUSTICE 「The “New Madison” Approach to Antitrust and Intellectual Property Law」(2018/3/16)を基に知財事務局にて作成

米国特許商標庁、国立標準技術研究所、司法省「標準必須特許の救済に関する政策声明」 (2019年12月23日)

標準必須特許の所有者によるFRAND宣言は、侵害の際に適切な救済措置を決定するための一要素に過ぎず、事件に関する事実に鑑みて特段の事情がない限り、標準必須特許に関する侵害訴訟においても、通常の特許侵害訴訟と同様に、差止めを含む全ての救済が認められるべきとの見解を明確化。

2013年の政策声明 (※) は撤回。

(※) 2013年に司法省と米国特許商標庁の連名で出された標準必須特許の救済に関する政策声明の中では、標準必須特許に基づく差止命令が競争環境や消費者に与える影響に対する懸念が示され、標準技術の実施者がFRAND条件でライセンスを受けることを拒んでいない場合には、標準必須特許を保有する権利者の排他権が公共の利益の観点から制限される可能性がある旨が記載されている。

- ▶ 特許庁では、国内外からのパブリックコメントや産業界、学界、法曹界の専門家との意見交換を通じて「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」をとりまとめ
- ▶ 2018年3月には、司法関係者、実務家などの国内外の有識者が一堂に会したシンポジウムをRIETIと特許庁の共催で実施

「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」（2018年6月5日特許庁）

1. 本手引きの概要

- ・現時点における国内外の裁判例や実務の動向等を整理
 - どう行動すれば「誠実な交渉態度」と認められ、実施者は差止めを回避し、特許権者は適切な対価を得られやすいかについて説明
 - 法的拘束力を持つものではない

2. ライセンス交渉の進め方

A. 誠実性

- ・各交渉段階で特許権者実施者のそれぞれがとるべき対応
- ・不誠実な方向に働く可能性のある行為の具体例

B. 効率性

- ・サプライチェーンの中で誰がライセンス契約の締結主体となるべきか

3. ロイヤルティの算定方法

A. 合理的なロイヤルティ

- ・算定の基礎をどのように決定すべきか
- ・料率をどのように決定すべきか

B. 非差別的なロイヤルティ

- ・用途に応じてライセンス料率や額を変えることは差別的か

C. その他の考慮要素

「特許発明の本質的な部分が、サプライヤーの供給する部品に閉じている場合は、サプライヤーがライセンス交渉の主体となることが適切であるという意見がある一方、特許発明の本質的な部分が最終製品に貢献している場合は、最終製品メーカーがライセンス交渉の主体となることが適切であるという意見もあります。」

- 自社の強みである技術を知財で保護しつつ、標準の活用による自社に有利な市場拡大を図っていく戦略の重要性が高まる一方、IoT技術の浸透に伴い、通信技術に係る**標準必須特許の権利者と利用者の紛争リスク**は高まっている。
- こうした紛争解決のルール形成に向け、諸外国の行政当局や裁判所が取り組んでいる中、**日本としても、標準必須特許を巡る紛争解決における予見可能性や透明性を高める方策について検討し、ルール形成に関与していくべきではないか。**

検討課題

① 標準と知財を活用した効果的な戦略の検証

- 標準と知財の戦略を効果的に組み合わせ、**知財により利益を確保しながら市場の拡大を図る戦略の在り方**について、様々な事例を検証しつつ検討。

② 標準必須特許を巡る紛争解決の在り方の検討

- 標準必須特許を巡る異業種間の紛争について、**どのようなフレームワークや手法によって解決を図るべきか**について検討。